



オレンジリボンには  
子ども虐待を防止する  
というメッセージが  
込められています。

# 総務省定員管理研究会 説明資料

平成29年6月13日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

# 児童相談所の概要

## 1 設置の目的

- 子どもに関する家庭等からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境等の把握
- 個々の子どもや家庭に最も効果的な援助により子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護する

## 2 設置主体

- 都道府県・指定都市及び児童相談所設置市(横須賀市・金沢市)
- 全国209か所(平成28年4月1日現在) ※10月1日現在210か所

## 3 役割

- 児童に関する家庭その他からの相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずる。
  - 市町村間の連絡調整、情報の提供等必要な援助を行う。
- \* 市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行う。

## 4 業務

- ① 市町村援助(市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整等必要な援助)
- ② 相談(家庭等の養育環境の調査や専門的診断を踏まえた子どもや家族に対する援助決定)
- ③ 一時保護
- ④ 措置(在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託等) 等

## 5 職員

- 所長、児童福祉司、児童心理司、精神科医等(児童相談所の規模による)
- 全国の職員数: 11, 134人(平成28年4月1日現在)  
(内訳) ・ 児童福祉司 3, 030人 ・ 児童福祉司スーパーバイザー 511人  
・ 児童心理司 1, 329人 ・ 医師 602人 ・ 保健師 101人 等

## 6 相談の種類と主な内容

- ① 養護相談…保護者の家出、失踪、死亡、入院等による養育困難、虐待、養子縁組等に関する相談
- ② 保健相談…未熟児、疾患等に関する相談
- ③ 障害相談…肢体不自由、視聴覚・言語発達・重症心身・知的障害、自閉症等に関する相談
- ④ 非行相談…ぐ犯行為、触法行為、問題行動のある子どもに等に関する相談
- ⑤ 育成相談…家庭内のしつけ、不登校、進学適性等に関する相談
- ⑥ その他

# 児童虐待防止対策の経緯

児童福祉法による要保護児童対策として対応

平成12年

児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)の成立(平成12年11月施行)

・児童虐待の定義(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待) ・住民の通告義務 等

平成16年

児童虐待防止法・児童福祉法の改正(平成16年10月以降順次施行)

・児童虐待の定義の見直し(同居人による虐待を放置すること等も対象) ・通告義務の範囲の拡大(虐待を受けたと思われる場合も対象) ・市町村の役割の明確化(相談対応を明確化し虐待通告先に追加) ・要保護児童対策地域協議会の法定化 等

平成19年

児童虐待防止法・児童福祉法の改正(平成20年4月施行)

・児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化、保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化 等

平成20年

児童福祉法の改正(一部を除き平成21年4月施行)

・乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等子育て支援事業の法定化及び努力義務化 ・要保護児童対策地域協議会の機能強化 ・里親制度の改正等家庭的養護の拡充 等

平成23年

児童福祉法の改正(一部を除き平成24年4月施行)

・親権停止及び管理権喪失の審判等について、児童相談所長の請求権付与 ・施設長等が、児童の監護等に関し、その福祉のために必要な措置をとる場合には、親権者等はその措置を不当に妨げてはならないことを規定 ・里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がない場合の児童相談所長の親権代行を規定 等

平成28年

児童福祉法・児童虐待防止法等の改正(一部を除き平成29年4月施行)

・児童福祉法の理念の明確化 ・母子健康包括支援センターの全国展開 ・市町村及び児童相談所の体制の強化 ・里親委託の推進 等

# 児童相談所での児童虐待相談対応件数とその推移

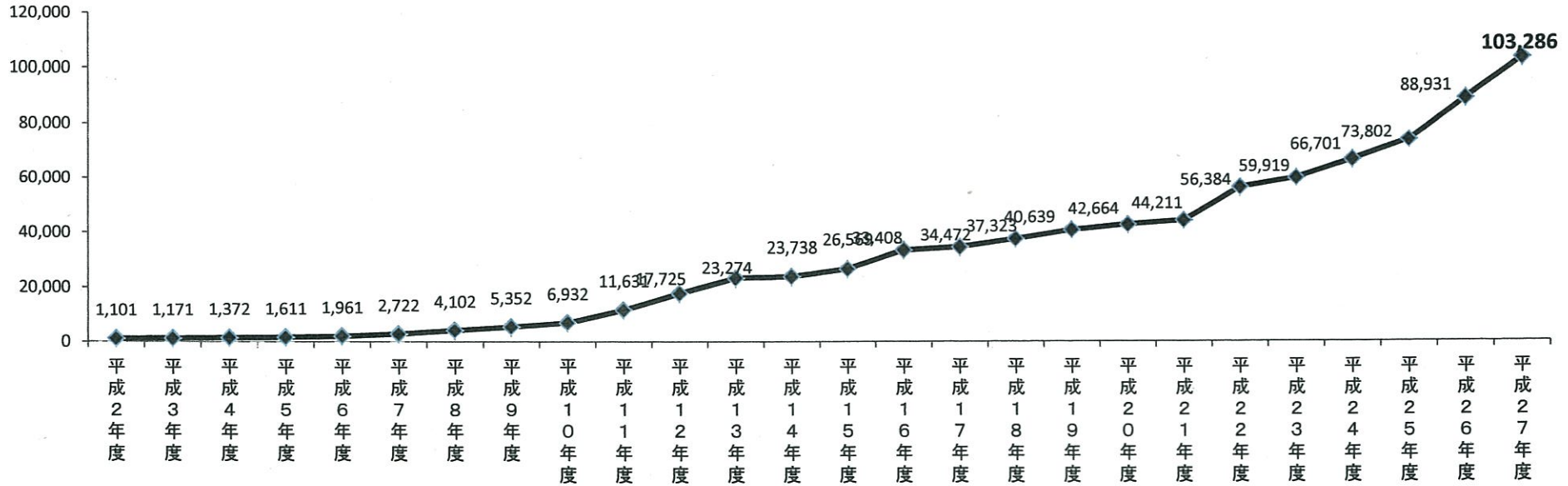
## 1. 平成27年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数

平成27年度中に、全国208か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は103,286件で、過去最多。

※ 対前年度比116.1%（14,355件の増加）

※ 相談対応件数とは、平成27年度中に児童相談所が相談を受け、援助方針会議の結果により指導や措置等を行った件数。

## 2. 児童虐待相談対応件数の推移



| 年度    | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度   | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度  |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|----------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 件数    | 34,472 | 37,323 | 40,639 | 42,664 | 44,211 | 注 56,384 | 59,919 | 66,701 | 73,802 | 88,931 | 103,286 |
| 対前年度比 | 103.2% | 108.3% | 108.9% | 105.0% | 103.6% | -        | -      | 111.3% | 110.6% | 120.5% | 116.1%  |

注) 平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

## 3. 主な増加要因 (平成26年度と比して児童虐待相談対応件数が大幅に増加した自治体からの聞き取りによる。)

- 心理的虐待が増加。
- 心理的虐待が増加した要因の一つに考えられることとして、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力がある事案(面前DV)について、警察からの通告が増加。
  - ・心理的虐待：平成26年度：38,775件→平成27年度：48,700件(+9,925件)
  - ・警察からの通告：平成26年度：29,172件→平成27年度：38,524件(+9,352件)
- 児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化(189)の広報や、マスコミによる児童虐待の事件報道等により、国民や関係機関の児童虐待に対する意識が高まったことに伴う通告の増加。

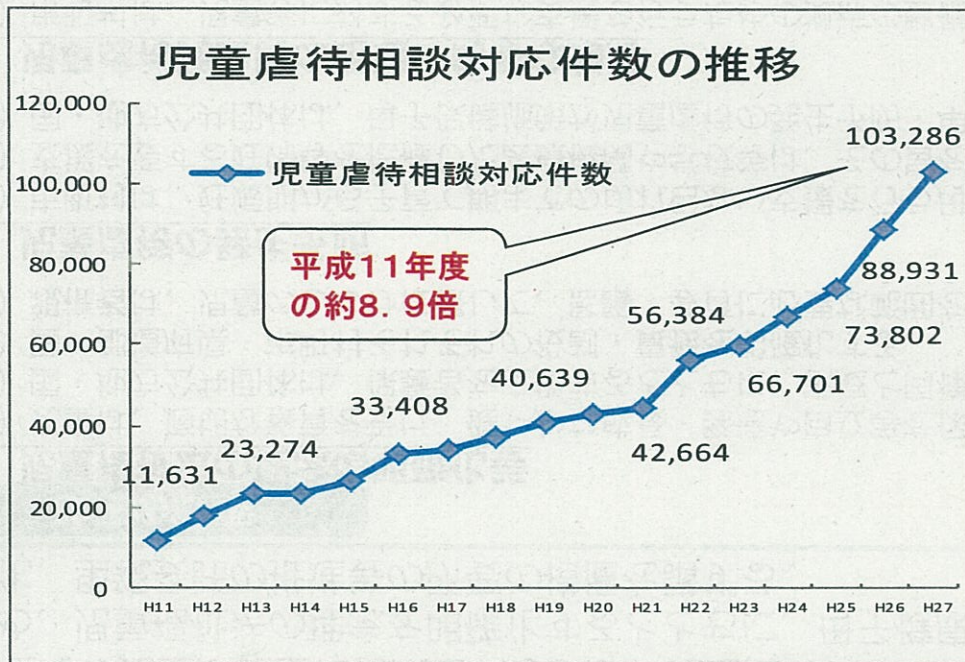
# 虐待相談対応件数と児童相談所の体制

## 相談対応件数

○ 児童相談所での児童虐待相談対応件数は大幅な増加。

[参考] 平成27年度の状況

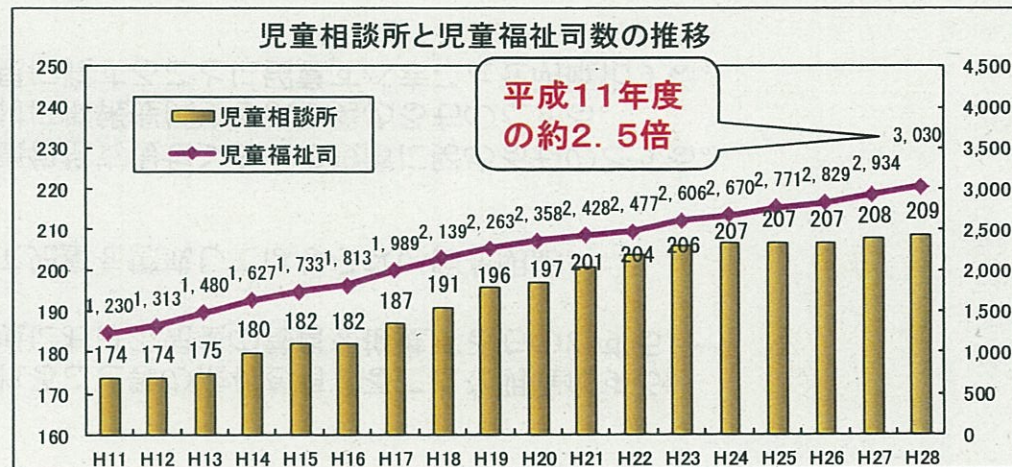
- ・ 児童虐待相談対応件数 103,286件



※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

## 児童相談所と児童福祉司

|            | 平成11年度 | 平成28年度            |
|------------|--------|-------------------|
| 児童相談所設置自治体 | 59自治体  | 69自治体<br>(約1.2倍)  |
| 児童相談所数     | 174か所  | 209か所<br>(約1.2倍)  |
| 児童福祉司数     | 1,230人 | 3,030人<br>(約2.5倍) |



# 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要

（平成28年5月27日成立・6月3日公布）

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

### 2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

### 3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

### 4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

#### （検討規定等）

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

#### 施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日）。

# 児童相談所の体制強化

【平成28年10月施行（※）・公布日施行】

（※研修義務付けは平成29年4月施行）

考え方

- 児童虐待の相談対応件数は増加が続く一方、児童の心理、健康・発達や、法律に関する専門的知識・技術等を要する複雑・困難なケースも増加している。

➡ 業務量に見合った児童相談の体制や専門性を確保する必要がある。

## 改正法による対応

- 都道府県は、児童相談所に、①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司（スーパーバイザー）を置くとともに、弁護士の配置又はこれに準ずる措置（※）を行う。

※ 法改正による制度面での強化と併せて、財政面でも「児童相談所強化プラン」を策定し地方交付税措置の拡充を行う。

※ 「弁護士の配置に準ずる措置」とは

→ 弁護士を配置することと実質的に同等であると客観的に認められる措置である必要。

・都道府県ごとに、区域内の人口等を勘案して中央児童相談所等に適切な数の弁護士を配置し、弁護士が配置されていない児童相談所との間における連携・協力を図ること等を想定。

・単に法令事務の経験を有する行政職員を配置すること等は含まれない。

- 児童福祉司（スーパーバイザーを含む）について、国の基準に適合する研修の受講を義務付け。

※ 併せて、社会福祉主事を児童福祉司として任用する場合には、任用前の指定講習会の受講を義務付け。

## <新たに児童相談所に配置する専門職の任用要件>

|       | 児童心理司                                   | 指導・教育担当の児童福祉司              |
|-------|---|----------------------------|
| 任用の要件 | ・精神保健に関する学識経験を有する医師<br>・大学において心理学を専攻した者 | ・概ね5年以上、児童福祉司としての勤務経験を有する者 |

# 児童相談所強化プラン(概要)

## 1. 目的

(平成28年4月25日厚生労働省児童虐待防止対策推進本部決定)

「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」(平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定)に基づき、児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、「児童相談所強化プラン」を策定する。(平成28年度から31年度まで)

## 2. 内容

### ① 専門職の増員等

- 児童相談所の専門職を大幅に増員。
- 児童福祉司の配置標準について、人口に加え、虐待相談対応を考慮。
- 弁護士の配置を積極的に推進。

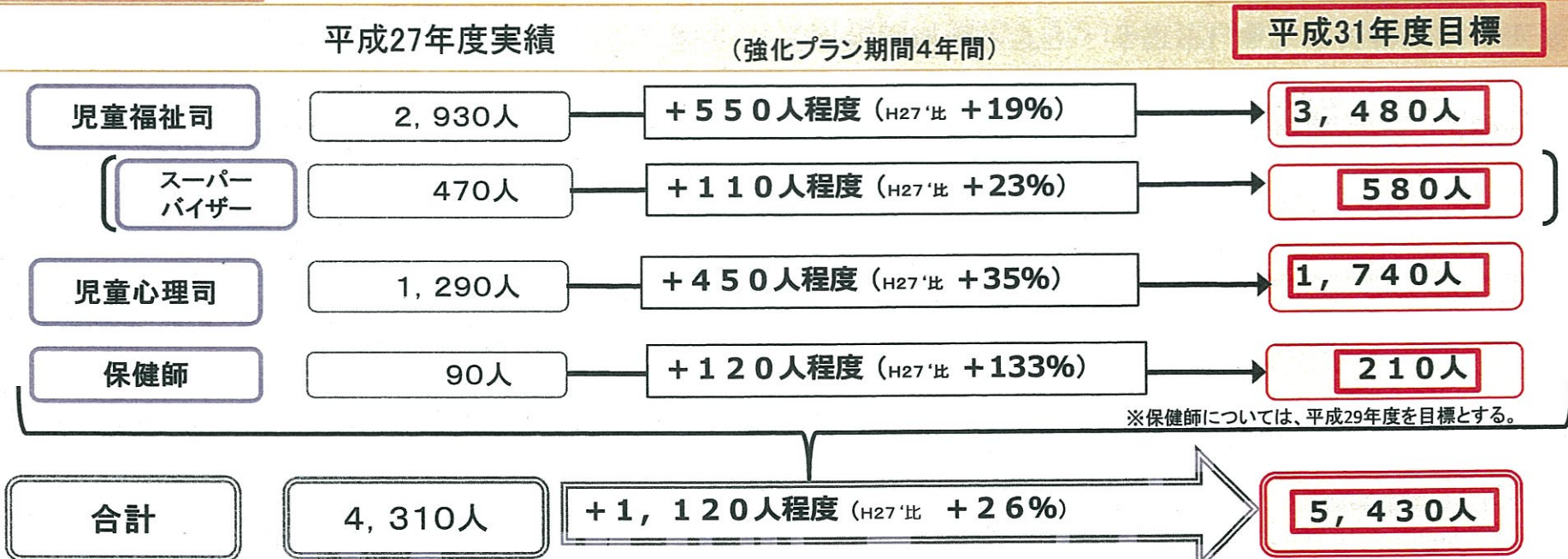
### ② 資質の向上

- 児童福祉司、スーパーバイザーの研修受講を義務化。
- 児童福祉司に任用される社会福祉主事の任用前講習受講を義務化。

### ③ 関係機関との連携強化等

- アセスメントツール(共通基準)を作成し、児童相談所と市町村の役割分担を明確化。
- 市町村における要保護児童対策地域協議会の設置を徹底。調整機関に専門職を置き研修受講を義務化。
- 警察と連携し、人事交流や研修等を推進。

## 3. 専門職の増員目標



※児童相談所の人員体制強化に当たり、上記専門職以外の職員の一部(450人程度)を専門職に振り替える(全体で670人程度の純増)。



# 児童福祉司の配置標準の見直しについて

- 児童相談所における児童福祉司の配置標準は、児童福祉法施行令に規定。今般の児童福祉法の改正（第13条第2項）等を踏まえ、これを改正し、平成28年8月に公布。
  - 平成28年10月からは、以下を予定。
    - ①各児童相談所の管轄地域の人口4万人に1人以上を配置することを基本とする。
    - ②全国平均より虐待相談対応の発生件数が多い場合には、業務量（虐待相談対応件数）に応じて上乘せを行う。
- ※平成27年度の全国の児童相談所における児童福祉司の配置実態を踏まえ、①の人口要件について経過措置を設ける。

**現行**

児童福祉司の担当区域の標準 = 人口 おおむね4～7万人

**改正後**

児童福祉司の配置数の標準 = ① + ② 以上

※交通事情等を考慮

① 児童相談所の管轄地域の人口 / 4万人

端数は  
切り上げ



②  $\left[ \text{各児童相談所の虐待相談対応件数} - \text{各児童相談所管轄地域の人口} \times \frac{\text{全国の虐待相談対応件数}}{\text{全国の人口}} \right] \div 40$

全国の人口1人当たりの虐待相談対応発生件数  $\div 1 / 1000$  件

端数は  
切り上げ

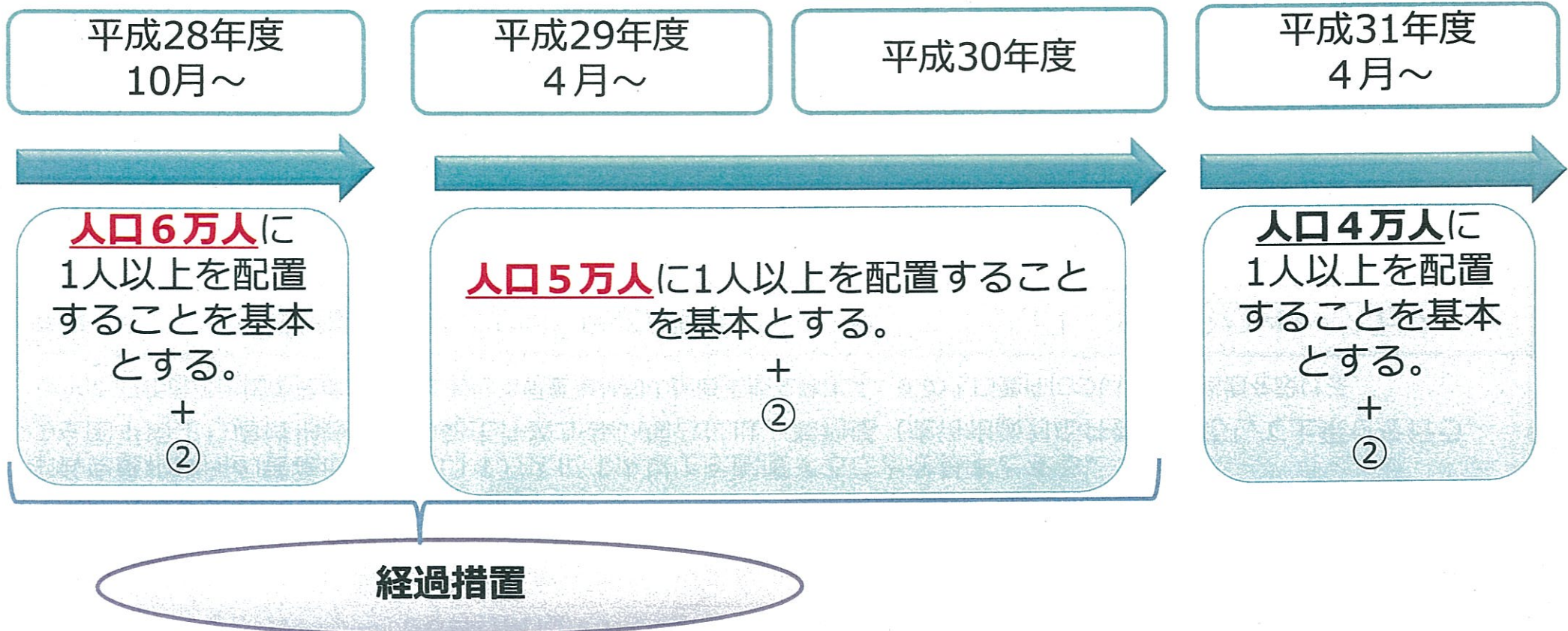
- ※ 各年度における配置標準は、人口は直近の国勢調査の数値を、虐待相談対応件数は前々年度の福祉行政報告例の数値を用いて算定。
- ※ 各児童相談所の虐待相談対応発生件数が、全国平均の虐待相談対応発生件数よりも多い場合のみ、①に②を加えて得た数を標準とする。
- ※ ②の「40」は、平均的な児童福祉司の虐待相談に係る持ちケース数（年間約40ケース（雇用均等・児童家庭局総務課調べ））を踏まえたもの。

# 児童福祉司の配置標準の経過措置について

児童福祉司の配置標準については、平成28年10月から

- ①各児童相談所の管轄地域の人口4万人に1人以上を配置することを基本とする。
- ②全国平均より虐待相談対応の発生件数が高い場合には、業務量（虐待相談対応件数）に応じて上乘せを行う。

こととなるが、各都道府県、指定都市、児童相談所設置市の現在の児童福祉司の配置状況を勘案し、以下のとおり①の人口要件について経過措置を設けることとする。



## スーパーバイザー、児童心理司、保健師の配置標準等について

- 今般の児童福祉法改正により、平成28年10月以降、児童相談所に、①スーパーバイザー（他の児童福祉司の指導・教育を行う児童福祉司）、②児童心理司、③医師又は保健師を配置するとされたことに伴い、職種ごとの配置に係る基準等を児童福祉法施行令等に定めた。

### ①スーパーバイザー（改正児童福祉法第13条第5項第6項）

端数は  
四捨五入

- 児童福祉司（スーパーバイザー以外）5人につき1人のスーパーバイザーを配置することとする。（参酌基準。児童福祉法施行令（平成28年8月公布）に規定。）

### ②児童心理司（改正児童福祉法第12条の3第6項第1号）

端数は  
四捨五入

- 児童福祉司2人につき1人以上の児童心理司を配置することとする。（児童相談所運営指針を改訂し、9月に通知。）

### ③医師又は保健師（改正児童福祉法第12条の3第6項第2号）

- 医師又は保健師を1人以上配置することとする。（児童相談所運営指針を改訂し、9月に通知。）